

我が国不正競争防止法におけるデータの保護に関する制度の概要

渡邊佳奈子（経済産業省知的財産政策室長）

The Outline of the Legal System on the Protection of Data under Japan's Unfair Competition Prevention Act

Kanako Watanabe

Director, Intellectual Property Policy Office, METI

【要旨】 IoT、ビッグデータ、AI等の情報技術が進展する第四次産業革命を背景に、データは企業の競争力の源泉としての価値を増している。多種多様なデータがつながることにより新たな付加価値が創出される産業社会（Connected Industries）の実現に向けては、データの創出、収集、分析、管理等の投資に見合った適正な対価回収が可能な環境が必要である。

このような状況を背景とし、データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備として、平成30年不正競争防止法改正によって、限定提供データに関する制度の創設、技術的制限手段の規律の拡充を行なっている。本稿では、不正競争防止法によるデータの保護に関する制度について解説する。

【キーワード】 ビッグデータ AI・IoT 限定提供データ 不正競争防止法

【Abstract】 Against the backdrop of the Fourth Industrial Revolution with the progress of IoT, Big Data, AI, and other information technology, data is becoming an increasingly valuable source of corporate competitiveness. To realize an industrial society of “Connected Industries”, where various kinds of such data are combined to create new value, we need an environment that rewards the efforts of data creators, collectors, analyzers, and controllers.

Under these circumstances, to improve the business environment for using data securely, Japanese government introduced the new legal system on the protection of data, namely “Protected data”, and enhanced regulation on acts of unfair competition that circumvent the technological restriction measures by revision of Unfair Competition Prevention Act 2018. This paper gives an exposition of the protection of data under Unfair Competition Prevention Act.

【Keywords】 Big Data AI・IoT Protected data Unfair Competition Prevention Act

1. 不正競争防止法等 改正の背景

近年の第四次産業革命の下、IoT（Internet of Things）やAI（人工知能）などの情報技術の革新が目覚ましく進み、企業の競争力の源泉は、データ、その分析方法、これらを活用した製品やビジネスモデルへ移り変わりつつある。

こうした情報技術の変化を受けて、デジタル技術

（ビッグデータ等）と産業とのつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会（Connected Industries）への対応が、我が国産業の喫緊の課題となっている。

このような課題に対応するため、データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備および知的財産や標準の分野におけるビッグデータ等の情報技術に対応した制度の構築を目的として、不正競争防止法、工業標準化法、特許法等について一体的に所要の措

置を講ずる「不正競争防止法等の一部を改正する法律（以下「不競法等改正法」という。）」が、第196回通常国会において平成30年5月23日に成立し、同月30日に公布された。

この不競法等改正法においては、データの不正取得等に対する救済措置の創設（不正競争防止法の改正）、JISの対象に新たにデータ・サービス等の追加（工業標準化法（JIS）の改正）、中小企業等の特許料等の一律半減制度の導入等（特許法等の改正）、弁理士の業務にデータの利活用やJIS等の規格の案の作成に関して知財の観点から支援する業務の追加（弁理士法の改正）が措置されている。

本稿では、不正競争防止法（以下「法」という。）の平成30年改正についての改正の経緯、概要について解説する。なお、本稿中で示した見解に係る部分は筆者の個人的な見解であって、所属する組織のものではないことをあらかじめお断りしておく。

1.1. 法改正の必要性

IoT、ビッグデータ、AI等の情報技術が進展する第四次産業革命を背景に、データは企業の競争力の源泉としての価値を増している。気象データ、工作機械の稼働データ、自動走行自動車用データ、消費動向データなどについては、共有・利活用されて新たな事業が創出され、我が国経済を牽引し得る高い付加価値が生み出されている。このような、多種多様なデータがつながることにより新たな付加価値が創出される産業社会「Connected Industries」の実現に向けては、データを安心して提供し、データの創出、収集、分析、管理等の投資に見合った適正な対価回収が可能な環境が必要である。

しかし、電子データは複製が容易であり、一旦、不正に取得されると一気に拡散して投資回収の機会を失ってしまうおそれがあり、安心してデータを提供できないとの懸念がデータの提供者から示されていた。

利活用が期待されるデータは一定の条件下で社外に広く提供することが前提であるため、法の「営業秘密」には該当しない。創作性の要件を満たさない場合には著作物としても保護されないため、現行の法制度では十分に保護されないとの指摘があった。

データの不正取得等の行為は民法の不法行為に該当する場合もあるが、その場合でも原則として差止請求は認められないとされている。また、契約違反として対応することも可能であるが、契約当事者以外の不正取得者やデータ保有者以外の者から不正提供を受けた者（転得者）に対しては、契約の効果は及ばず、契約違反を問うことができない。

このように、法制度の整備がないことから、不正取得等への懸念が高まり、データの安全・安心な流通やデータの有益な取引が進まないおそれがあるという問題意識の下、法制面における検討を行なった。

1.2. 検討経緯

知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会」では、データの不正利用の対応の在り方について検討が行なわれ、保護制度としては、データの利活用を阻害するおそれが指摘された排他的な権利の付与よりも、データに係る不正行為を類型化して規律することが望ましいとされた¹。さらに、「未来投資戦略2017」(平成29年6月閣議決定)、「知的財産推進計画2017」(平成29年5月知的財産戦略本部決定)では、安心してデータをやり取りできる環境整備のため、法の改正を視野に入れた検討が求められた。

経済産業省では平成28年12月より、産業構造審議会知的財産分科会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」において、第四次産業革命に向けた不正競争防止法に係る課題について審議され、①データの不正取得等を新たな不正競争行為として位置付けること、②ニーズに対応した技術的制限手段の保護対象の見直しを行なうとの方向性が示された²。

平成29年7月に「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」を廃止し、「不正競争防止小委員会（以下「小委」という。）」を設置し、法改正に向けた具体的な議論を行なった。計9回にわたる審議において慎重な議論を重ね「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」としてとりまとめた³。小委における法改正に向けた検討概要は以下のとおりである。

1.3. 小委における検討の概要

(1) データ利活用促進に向けた制度について

小委では、データ提供者から、安心してデータが

提供できる制度導入を求める声があった一方で、データ利用者からは、過度に広範な行為を「不正競争」とすれば利活用を阻害するとの懸念が表明された。このため、新たなデータの制度としては、提供者と利用者の保護のバランスを考慮し、最小限の規律を設けることが基本方針とされた。この方針の下、保護対象は、ビッグデータ等を念頭に、ID・パスワード等により管理し、相手方を特定して提供する商業的価値のあるデータとし、対象となる「不正競争」は、アクセス権原のない者による侵害行為、データ取引のうち信義則に著しく反するような行為、不正な経緯を知っているにもかかわらずデータ保有者以外の者から転得する行為等、悪質性の高い行為に限定して規律を設けることとされた。

また、救済措置としては、まずは差止請求等の民事措置のみを導入し、刑事措置については、今後の状況を踏まえて引き続き検討をすることとされた。

(2) 技術的な制限手段による保護について

第四次産業革命の進展に伴い、データの取引や流通量の増加が想定され、データに暗号化等の保護手段を施した上で行なうデータ取引もますます増加していくことが予想される。

しかしながら、改正前の法で保護される技術的制限手段に関しては、電子計算機による解析用の情報等、保護されていない対象についても当該手段を用いて保護し、事業が行なわれている実態があること、当該手段の無効化⁴を助長する行為として「不正競争」行為と規定されている装置またはプログラムの提供行為以外にも保護手段の無効化を助長する行為が存在すること等の状況があった。

こうした事情を踏まえ、小委では、暗号化技術等の技術的な保護手段について、保護対象の拡大や、技術的制限手段を無効化するサービスや符号の提供行為の追加をすることとされた。

(3) 証拠収集手続の強化

その他、特許法等において検討が進められていた、裁判所が書類提出命令を出すか否かの判断を行なう際に、当該書類を提示させて必要性を判断できるインカメラ手続について、特許法等の改正が行なわれる場合は不正競争防止法においても同様の規定を整備することとされた。

以上のとおり、(1)～(3)に係る制度改正の方向性が示されたことを踏まえ、平成30年法改正では、①限定提供データに係る不正競争行為の創設、②技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化、③証拠収集手続の強化が行なわれた。

本稿においては、特集テーマに関係の深い改正内容である①および②について解説する。

2. 改正の概要

2.1. 「限定提供データ」に係る不正競争行為の創設

データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備のため、データ提供者と利用者の保護のバランスを考慮して最低限の規律を設けるという、小委において示された基本方針の下、保護対象となるデータと「不正競争」の対象となる行為について規定した。

(1) 保護対象となるデータ

ビッグデータを念頭に、商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、事業者が取引等を通じて第三者に提供する情報を保護対象とし、「限定提供データ」として、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）」（法2条7項）と規定した。

各要件について述べる。

① 限定提供性（業として特定の者に提供する）

「限定提供性」は、保護対象となる情報を、一定の条件の下で相手方を特定して提供されるデータとするための要件である。

「業として」とは、反復継続的に提供している場合、または提供していない場合であっても、反復継続して提供する意思が認められる場合をいう。繰り返して同一のデータを提供する場合のみならず、顧客ごとにカスタマイズして提供している場合も該当する。事業として提供している場合は基本的には本要件に該当するものと考えられる。

また、「特定の者」とは、会費制データベースの会員等、一定の条件下でデータの提供を受ける者を

いう。

②相当蓄積性（電磁的方法……により相当量蓄積され）

「相当蓄積性」は、保護対象となるデータが、電磁的方法により有用性を有する程度に蓄積している電子データを保護対象とするための要件である。

「相当量」は、社会通念上、電磁的方法によって蓄積されることによって価値を有するものが該当する。個々のデータの性質に応じて判断されることになるが、蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案されるものと考えられる。従って、いわゆるビッグデータと称されるデータに限られず、蓄積されることで価値を有していると判断されるデータであれば該当する。

保有者が管理しているデータの一部を提供している場合は、その一部について、蓄積され、価値が生じている場合は、当該一部に相当蓄積性があるものと判断される。例えば、携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア単位のデータを抽出して販売している場合、その特定エリア分のデータについても相当蓄積性に該当し得るものと考えられる。

③電磁的管理性（電磁的方法により……管理され）

「電磁的管理性」は、特定の者に対してのみ提供されるものとして管理するという保有者の意思を第三者が認識できるように管理されていることによって、特定の者以外の第三者の予見可能性や経済活動の安定性を確保するための要件である。

本要件に対応する措置としては、第三者がデータにアクセスできないようにする措置、すなわち、アクセス制限技術が該当する。具体的には、ID・パスワード、ICカード、生体認証等の認証に関する技術（認証に関する技術とともに暗号化に関する技術を使用する場合も含む）の他、専用回線による伝送も該当する。限定提供データとして管理する場合には、提供するデータにID・パスワード等のアクセス制限技術を施しておくことが必要である。

④秘密として管理されているものを除く

「営業秘密」と、「限定提供データ」との重複を避けるために、両者の違いに着目し、「営業秘密」を

特徴づける「秘密として管理されているもの」を「限定提供データ」から除外している。

⑤適用除外

相手を特定・限定せずは無償で広く提供されているデータは、誰でも使用することができるものであるため、このようなデータと同一の「限定提供データ」を取得・使用・開示等する行為を、適用除外としている（法19条1項8号ロ）。

(2)不正競争の対象となる行為

「限定提供データ」に係る不正競争の対象とする行為については、小委における議論を踏まえ、データ提供者の利益を適切に守る一方で、データの利活用を萎縮させることのないよう、両者のバランスを考慮して、正当な事業活動を阻害しない範囲で、必要最小限の規律を設けることとした。

具体的には、①不正アクセスや詐欺などの不正の手段によりデータを取得し、その取得したデータを使用・開示すること（不正取得類型）、②業務の委託等を通じて正当に入手したデータについて不正の利益を得る目的やデータ提供者に損害を加える目的（図利加害目的）を持って、横領・背任に相当するような態様でそのデータを使用すること（著しい信義則違反類型）、③不正な経緯が介在していることを知りながら取得したデータを使用・開示すること（転得類型）など、真に悪質性の高い行為を「不正競争」として位置付けた。

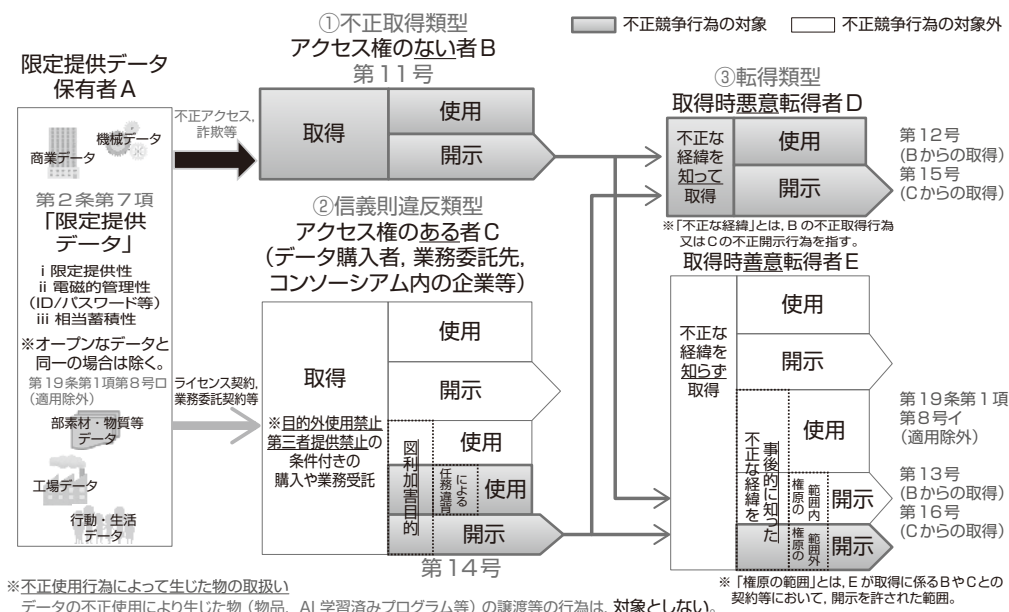
なお、改正にあたっては、「営業秘密」に係る不正競争行為（法2条1項4号～10号）の規定を参考に、必要な規定を設けた。ただし、「営業秘密」では、当該秘密を使用することにより生じた物の譲渡も「不正競争」とされているところ、現段階では「限定提供データ」を使用することにより生じた物（AIプログラム等）の価値へのデータの寄与度等が判然としないため、限定提供データを使用することにより生じた物の譲渡は「不正競争」とは位置付けていない。

各類型について述べる。

①不正取得類型（法2条1項11号、図中のB）

アクセス権のない者が、窃取・詐欺・不正アクセス行為等の法規違反やこれに準ずる程度の公序良俗違反の手段によって、ID・パスワードや暗号化等

図1 「限定提供データ」に係る不正競争行為
※すべて法の号番号を示す。



によるアクセス制限を施した管理を破り、保有者から限定提供データを取得する行為や不正取得後に使用・開示する行為を「不正競争」と位置付けた。

＜不正取得類型に該当すると考えられる例＞

- ▶データが保存された USB メモリを窃取する行為
- ▶データにアクセスする正当な権原があるかのように装い、データのアクセスのためのパスワードを無断で入手し、データを取得する行為

②著しい信義則違反類型（法2条1項14号、図中のC）

「限定提供データ」の保有者が、業務委託先、コンソーシアムの会員、従業者等のアクセス権のある者に対して、限定提供データを示した場合に、そのアクセス権のある者が図利加害目的で、その限定提供データを保有者から許されていない態様（第三者提供禁止義務違反、目的外使用禁止義務違反等）で、使用・開示する行為を「不正競争」と位置付けた。

＜著しい信義則違反類型に該当すると考えられる

例＞

- ▶第三者開示禁止と規定されたライセンス契約に基づいて限定提供データを取得した者が、第三者開示禁止であることを認識しつつ、当該データの一部を自社のサービスに取り込み、顧客に開示する場合
- ▶第三者開示禁止と規定されたライセンス契約に基づいて限定提供データを取得した者が、第三者開示禁止であることを認識しつつ、保有者に損害を加える目的で当該データをホームページ上に開示する場合
- ▶委託された分析業務のみに使用するという条件で取得した限定提供データを、その条件を認識しながら、無断で自社の新製品開発に使用する場合

さらに不正使用については、データの使用者側の萎縮効果を配慮し、図利加害目的に加えて、限定提供データ保有者と正当取得者の間に委託信任関係が存在し、その委託信任関係に基づく任務（限定提供データの管理に係る任務）に違反して行なう行為（横領・背任に相当する悪質性の高い行為）に限定して

いる。

③転得類型

(a) 取得時悪意転得類型（法2条1項12号・15号、図中のD）

不正な経緯が介在したことを知りながら、限定提供データを転得する行為や、その後の使用・開示する行為を「不正競争」と位置付けた。不正な経緯とは、アクセス権のない者による限定提供データの不正取得やアクセス権がある者による不正開示を指す。

なお、「営業秘密」の取得時悪意転得類型（法2条1項5号・8号）と異なり、「限定提供データ」の転得類型については、重過失により不正な経緯を知らない転得者は規律の対象とせず、悪意の者のみを対象とした。

＜取得時悪意転得類型に該当すると考えられる例＞

▶外部への提供が禁じられたデータの提供を受けた正当取得者に対し、転得者が、それを知つつ金品を贈与する見返りにデータ提供を受けた場合

(b) 事後的悪意転得類型（法2条1項13号・16号、図中のE）

不正な経緯を知らずに限定提供データを取得した転得者が、事後的に不正の経緯の介在について知った場合（事後的悪意）に、当該転得者がその限定提供データを開示する行為を「不正競争」と位置付けた。ただし、取引の安全の保護に鑑み、転得者が悪意に転じる前の取引において開示を許された範囲内での開示は、適用除外とした（法19条1項8号イ）。

＜原則として「権原の範囲内」となると考えられる例＞

▶解約の申し出がない限り同一の契約内容で契約が更新され、取得したデータの契約期間内における第三者提供が可能とされている自動更新契約を締結し、悪意に転じた後に自動更新を行ない、更新後に悪意に転じる前に取得したデータ

を第三者提供する場合

▶契約期間は明示されておらず、月額料金を払い続ける限りデータを第三者提供可能であるとして提供されるサービスにおいて、悪意に転じた後に料金の支払いを行ない、翌月に悪意に転じる前に取得したデータを第三者提供する場合

なお、「営業秘密」の事後的悪意転得類型（法2条1項6号・9号）と異なり、事後的悪意者による使用行為は「不正競争」としていない。

(3) 救済措置

「限定提供データ」の不正取得・使用・開示行為に対する救済措置として、差止め、損害賠償、信用回復等の民事措置が適用される。また、刑事措置については、導入を求める意見があった一方で、データの取引実績が必ずしも十分でない中、現時点で刑事罰を導入すれば、データの利活用が萎縮するおそれが大きいとの意見が出されたことを考慮し、今回の改正では、刑事措置は導入していない。

2.2. 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化

(1) 「技術的制限手段」に関する制度の概要

「技術的制限手段」とは、音楽・映画・写真・ゲーム等のコンテンツやプログラムを無断でコピーや視聴・実行することを防止するための技術⁵のことであり、具体的には、コピーコントロール技術やアクセスコントロール技術等を想定している。そして、技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供等を、「不正競争」と位置付け、当該行為に対する民事措置・刑事措置を設けている（法2条1項17号・18号）。

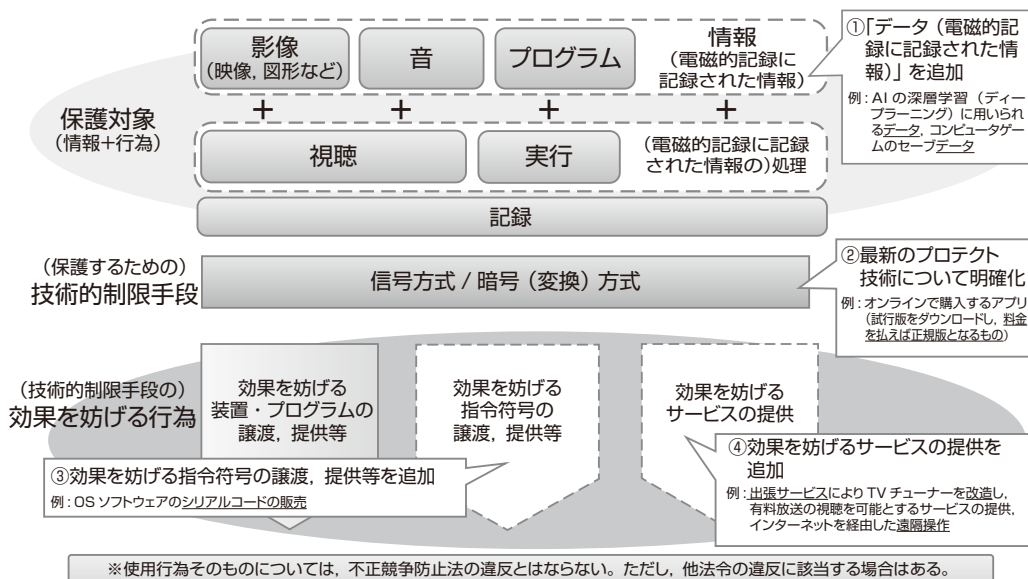
(2) 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化

技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律を強化するため、保護対象の拡大や技術的制限手段の効果を妨げる行為の拡大等を行なった。改正の概要については、以下のとおりである。

①保護対象にデータ（電磁的記録に記録された情報）を追加

保護対象として、映像・音の視聴、プログラムの実行に加えて、「情報（電磁的記録に記録されたも

図2 改正の概要（技術的制限手段）



のに限る。)の処理」を追加した。また、「記録」について、映像、音、プログラムも包括する規定ぶりとして、「映像、音、プログラムその他の情報の記録」とした。

＜不正競争行為の該当例＞

- 機器の制御や不具合の解析などのために用いられる、データに施されている暗号を無効化するプログラムの提供販売
- ゲームのセーブデータに施されている暗号を無効化し、書き換えるための装置の販売

②保護するための技術的制限手段について

平成 11 年導入時に想定されていなかった、アクティベーション方式と呼ばれる信号方式の技術的制限手段が保護対象に含まれることの明確化を行なった。具体的には、「映像、音若しくはプログラムとともに」の文言を削除した。

③技術的制限手段の効果を妨げる行為に指令符号の譲渡・提供等を追加

近年、技術的制限手段を施して、コンテンツ・プログラムや情報等の流通を行なうビジネスモデルが増える中、当該手段の効果を妨げる行為の手法やその技術等の提供の形態も多様化している。

そのような中で、ビジネスソフト等に施された技術的制限手段を不正に解除するためのシリアルコードや暗号解除キーの提供が多く見られることから、技術的制限手段の効果を妨げる機能を有する符号（不正に生成、入手されたシリアルコード等）を提供する行為を「不正競争」と位置付けた。

④技術的制限手段の効果を妨げる行為にサービスの提供を追加

法改正前は、技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供行為を「不正競争」行為としていた一方で、当該手段の効果を妨げるサービスの提供行為については、規制の対象としていなかった。

近年、技術的制限手段の効果を妨げるための機能を発現させるための不正な装置やプログラム等の導入に関して、特殊な機能を有する装置や特別な知識を要する場合があります。個人の利用者に代わって行なうサービスを提供する事業者が出現していることから、技術的制限手段の効果を妨げるサービスを提供する行為につき、「不正競争」と位置付けた（法 2 条 1 項 17 号・18 号）。

＜不正競争行為の該当例＞

- ユーザーからゲーム機（装置）を預かり、海賊版ゲームの実行を可能とする装置（技術的制限

手段の効果を妨げることを可能とする装置)に改造し、返還するサービス

- ▶装置の改造行為を、ユーザーの元へ訪問して行なう場合、インターネットのリモートアクセスによるプログラムを実装する場合等、装置自体の引渡しを伴わない形態のサービス

(3)救済措置

平成30年改正に伴い、新たに「不正競争」となる行為についても、従来の技術的制限手段に係る規定と同様に、差止め、損害賠償、信用回復等の民事措置と刑事措置が適用される。

3. 今後の予定

平成30年改正の規定の施行は2段階に分かれており、2.1の「限定提供データ」に関する規定は、令和元年7月1日に、2.2の「技術的制限手段」に関する規定は、平成30年11月29日に、それぞれ施行された。

なお、前者の制度の施行に当たっては、小委報告書「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」において、データの提供者と利用者間の契約実務に混乱を生じさせないため、どのようなデータが「限定提供データ」に該当し、どのような行為が不正競争行為に該当するか等について、その具体例とともに示す分かりやすいガイドラインの策定が求められた。このガイドライン素案の策定に向けて、データ提供者と利用者、学識者等広く関係者に参画いただき、検討を重ねて素案をまとめ、小委による審議を経て平成31年1月23日に「限定提供データに関す

る指針（以下「指針」という。）⁶）として公表している。

制度自体や指針について、中小企業を含めた多くの企業に有効に活用していただくため、今後も広く国民や産業界に対し、その内容の丁寧な周知を行なうこととしており、関係団体のセミナー等において、本制度に関する説明を行なっていく予定である。その他、改正法に関する周知のための資料を広く配布するなど、きめ細かい周知・広報活動を行なっていくと考えている。

今後も、データの取引実態や技術革新、経済社会状況をも見つつ、適時適切に制度やガイドライン等の見直しを行なう。本制度の導入により、我が国におけるデータの共有やデータ利活用が一層進み、産業競争力が高まることを期待している。

注

- 1 知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会報告書（平成29年3月）」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf
- 2 産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ（平成29年5月）」http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170509001_1.pdf
- 3 産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「データ利活用促進に向けた検討 中間報告（平成30年1月）」http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180124001_01.pdf
- 4 改正前の不正競争防止法では、技術的制限手段の効果を妨げることにより映像の視聴等（映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行または映像、音若しくはプログラムの記録）を可能とすることを意味する。
- 5 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説・不正競争防止法—令和元年7月1日施行版—』<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20190701Chikuiyou.pdf>
- 6 経済産業省「限定提供データに関する指針」<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>